



一 監 第 68 号  
平成 24 年 12 月 12 日

一戸町長 稲 葉 暉 様

一戸町監査委員 鹿 川 勝 司

一戸町監査委員 山 下 正 勝

平成 24 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。



一 監 第 68 号  
平成 24 年 12 月 12 日

一戸町議会議長 田 村 繁 幸 様

一戸町監査委員 鹿 川 勝 司

一戸町監査委員 山 下 正 勝

平成 24 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。

## 平成 24 年度財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の対象

ナチュラル エッセイ (所管部課：産業部産業課)

### 2 監査の範囲

平成 23 年度の町からの財政的援助に係る出納その他の事務

### 3 監査の期間

平成 24 年 9 月 21 日から平成 24 年 11 月 30 日まで

### 4 監査の方法

今回の監査は、財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているかなどを主眼とし、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも検証した。

監査に当たっては、関係書類を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取し、現地調査も行った。

### 5 監査の結果

対象団体の事務及び当該団体に関する所管部課の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。所管部課においては、対象団体に対する指導を行うとともに、対象団体においても適切な処置を講じられたい。

#### 【指摘事項】

- ① アンテナショップ管理運營業務委託契約に基づく事業報告書の定時提出方指導に適正を期し、事業目的の効果評価等に充実を図られたい。
- ② 日本M i i t e c株式会社は、ナチュラルエッセイ運營業務の他にも事業を展開していることから、本業務分経費の明確化方指導し、事業検収等に充実を図られたい。

#### 【具体的な指摘】

- ① 平成 23 年度においては、事業報告書の提出がなされていなかったため、その作成提出方を要請した。(平成 24 年 11 月 5 日に提出)  
今後は、管理運營業務委託契約書の委託内容に基づき、適正に取組措置方すると共に、本事業目的が効果的に達成されるよう努められたい。
- ② ナチュラルエッセイ運営専用の預金通帳の整備、業務行動毎の経費使用の明確化等について検討されたい。

参考：監査対象団体の概要

一戸町アンテナショップ ナチュラル エッセイ

ア 開店年月日 平成 22 年 1 月 20 日

イ 事業の目的 首都圏のアンテナショップにおいて一戸町の特産品の P R、販路拡大を図るとともに、市場調査を行う。

また、店舗を拠点とし、首都圏の飲食店・小売店等へ営業・販売し市場を開拓するとともに、イベント等を開催し、都市住民との交流を図る。

ウ 店舗概要 住所 神奈川県横浜市中区元町 5 - 2 0 9  
面積 55.72 m<sup>2</sup>

エ 委託先 神奈川県横浜市中区元町 5 丁目 209 番地 元町 S&S 店舗 1 階  
日本 M i i t e c 株式会社  
代表取締役 久保 均

オ 事業内容 (1) アンテナショップの管理・運営に関する業務  
(2) 一戸町の特産品の P R、販路拡大に関する業務  
(3) 市場調査に関する業務  
(4) 新商品開発に関する業務

カ 委託料 (1) 平成 23 年度アンテナショップ管理運営業務委託料  
(ふるさと雇用再生特別基金事業) 7,000,000 円  
(2) 平成 23 年度アンテナショップ管理運営業務委託料  
8,000,000 円  
(3) 平成 23 年度首都圏消費者との交流事業委託料  
(二戸地区広域交流活動助成事業) 750,000 円

一産第159号  
平成25年6月28日



一戸町監査委員 様

一戸町長 稲葉 暉



平成24年度監査指摘事項の措置状況に係る報告について（通知）

平成24年12月12日付け一監第68号による監査結果報告書における指摘事項に関して措置を講じたものについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき別紙のとおり通知します。



# 監査指摘事項の措置状況通知書

課名 産業課

平成 24 年度財政援助団体等監査結果報告書

指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
(1)アンテナショップ管理運営業務委託契約に基づく事業報告書の定時提出方指導に適正を期し、事業目的の効果評価等に充実を図られたい。	毎月の収支決算状況報告に併せて、アンテナショップ「ナチュラルエッセイ」の事業実施報告の作成を指導し、事業目的の効果検証に十分留意することとした。	平成 25 年 3 月 31 日
(2)日本M i i t e c株式会社は、ナチュラルエッセイ運営業務のほかにも事業を展開していることから、本業務分経費の明確化方指導し、事業検収等に充実を図られたい。	本委託事業の確認検査に当たっては経費区分ごとの詳細な書類の提出を求め、それらの書類を十分検査したうえで検査調書を作成した。	平成 25 年 3 月 31 日